

前橋市立山王小学校いじめ防止基本方針

1. 学校いじめ防止基本方針策定に当たって

(1) 基本的な考え方

いじめは、国の基本方針にあるように、「いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与える」だけでなく、場合によっては「生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるもの」である。また県のいじめに対する基本認識にも、「すべての子どもと大人が『いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る』という認識をもつ。」とあるように、いじめが特別なものでなく、児童の学校生活あるいは日常生活の中に、どこでも起こる可能性をもつ問題である。

これらの基本方針をふまえて本校では、学校・児童・家庭・地域が一体となって、いじめを絶対に許さない学校づくりに全力で取り組んでいく。そのために、児童に、いじめが絶対に許されない行為であるということを十分に理解させるとともに、児童一人一人がいじめを自分たちの問題として考え、いじめ防止に向けた活動に自主的に取り組もうとする態度を育てる。そして、いじめの未然防止・早期発見の対策を進め、すべての児童が安心して楽しい学校生活を送れるようにする。また、いじめを発見した場合には、いじめられた児童の生命・身体の保護を最優先させるとともに、再発防止に向けた取り組みを家庭や地域・関係機関と連携してすすめていく。

(2) めざす児童像

「優しい心をはぐくむ子」（本校教育目標より）

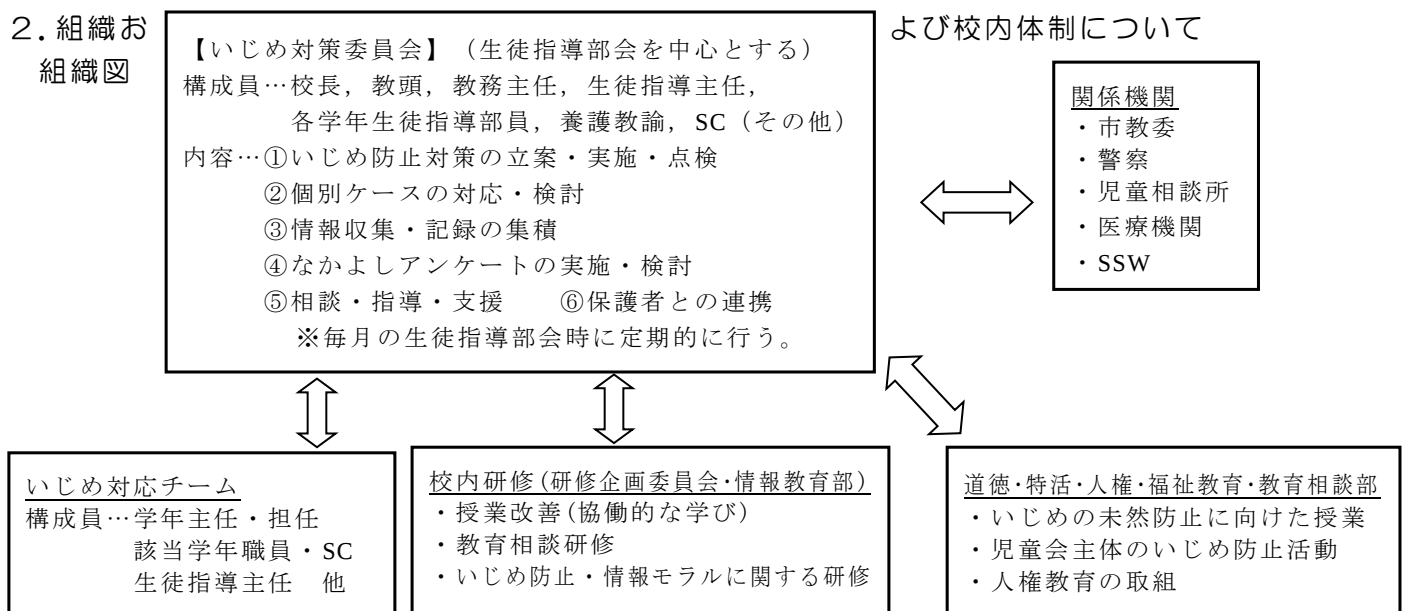
○いじめをしないで、自分で考え、判断し、思いやりのある子

○自分も友達も大切にし、みんなと協力する子

○いじめを見逃さない、勇気をもった子

（下線：群馬県いじめ防止宣言より）

2. 組織お 組織図



3. いじめの未然防止

(1) 基本方針

本校は、児童が自己有用感をもち、楽しく、生き生きとした学校生活を送れるよう、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

○学習規律を確保するとともに、協働的な学びを取り入れ、楽しくわかる授業をすすめる。

○協働的な学びなどにより、学級の友達との望ましい人間関係を作るとともに、なかよしタイムや通学班などの活動を通して、思いやりの心を育てる。

○これらの活動を通して、自己有用感を持てるようにし、「いじめの未然防止」につなげる。

(2) 全体計画

別紙参照

(3) 保護者・地域・他校との連携

- 登校時の旗振り当番，下校時の校外パトロール等の際の声かけ、あいさつにより、保護者や地域の人に見守られているという意識を持たせる。
- 山王ふれあい行事で、PTAの企画した活動を通して、さまざまな方とのつながりを感じられるようにする。
- 市・県やNPO団体と連携し、児童・保護者向けの携帯・インターネット問題講習会を行い、ネットによるいじめ防止について啓発する。

(4) 校内研修

- 問題解決に向け、主体的に取り組む授業の推進のため、協働的な学びについて引き続き研修を深める。
- 特別な教育的支援を必要とする児童への配慮と対応を高めるための、特別支援教育に関する研修を深め、学習や人間関係のストレス、トラブルを防ぐ。
- ネットによるいじめ被害防止のため、情報モラルに関する研修を行い、ネットによるいじめの未然防止に努める。

4. いじめの早期発見

(1) 基本方針

- いじめは大人の目の届きにくいところで発生していることから、学校組織として早期発見に取り組むことの必要性を認識し、保護者や地域と連携して、全力で実態把握に努める。

(2) 児童のささいな変化に気づくための取り組み

①なかよしアンケート

- ・いじめはどの児童にも起こりうる問題であるという観点から、毎月1回学校生活で困ったことはないかを問う、なかよしアンケートを行い、いじめにつながる行為について、児童に認識させるようにする。

②複数の教師による児童の日常生活の見取り

- ・担任が児童の日常生活の様子や行為の変化について把握するほか、学年，専科・教科担任その他の教員も、気付いたことがあれば、担任と連絡を取り、複数の教師で児童の日常生活を見取ることができるようにする。

③教育相談

- ・児童の生活や学校では気づかない人間関係・悩み・問題等を把握することを目的に実施し、問題があった場合にはすぐに対応できるようにする。

④保護者・地域との日常的な連携

- ・家庭訪問、教育相談やPTAの会議等で保護者との情報を共有する。

(3) 情報を確実に共有するための取り組み

- 対応策を分析・検討するため、共有フォルダに、状況・指導の記録を記入し、共有する。

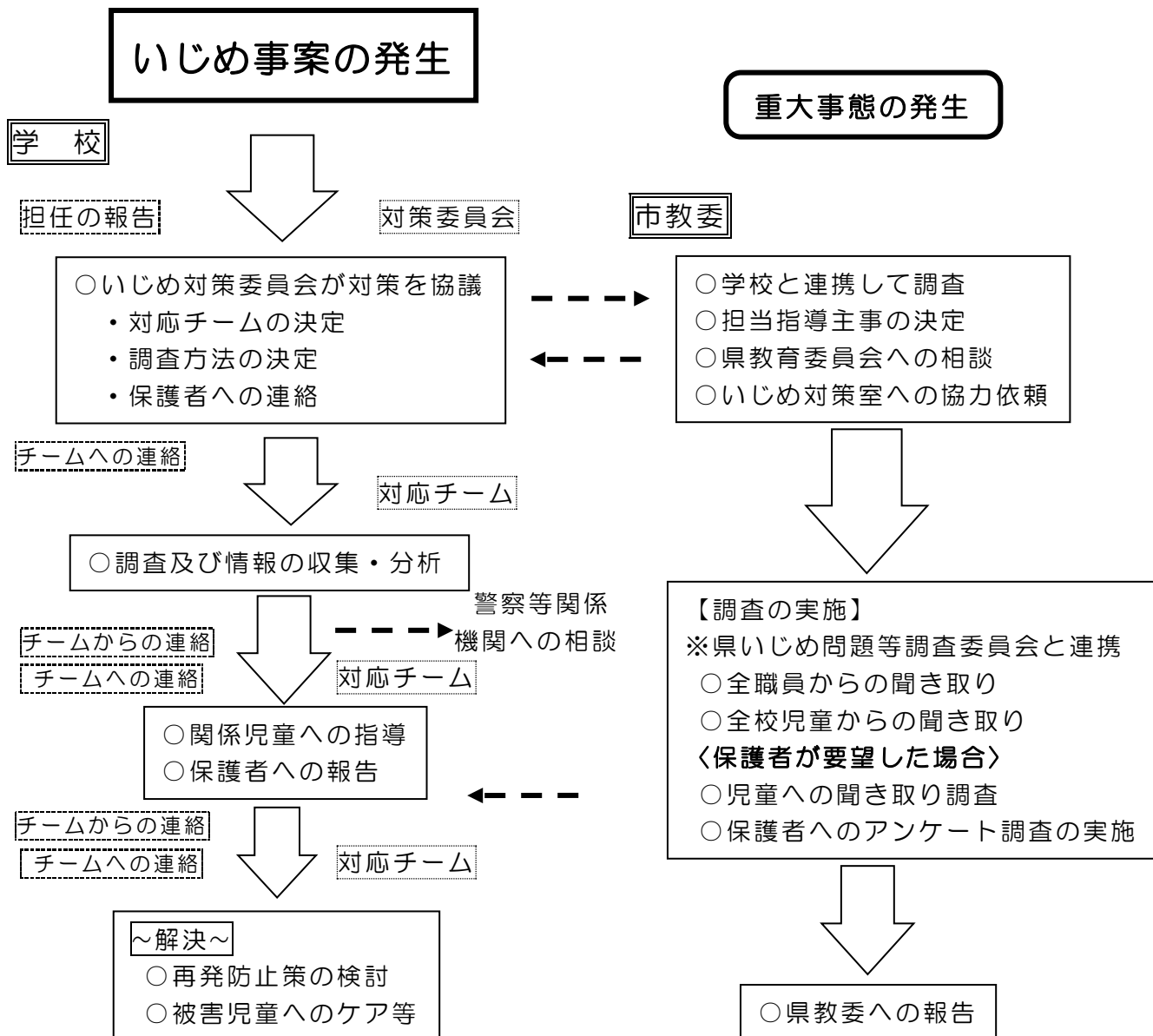
(4) 情報に基づいた対応・方針の立案実施

- 担任からの状況の報告をもとに、いじめ対策委員会で対応策・方針を立案し、対応チームに提案する。

5. いじめに対する対応

(1) 基本方針

- いじめが疑われる場合、担任がいじめ対策委員会に報告し、本校のいじめ対策における中心組織である「いじめ対策委員会」が、各事案について、いじめとして対応すべきかどうか判断する。



(2) 重大事態発生の場合

- 重大事態が発生した場合、速やかに市教委に報告し、担当指導主事・いじめ対策室と対応に当たる。
- いじめ対策委員会が、市教委担当指導主事と対応策について協議し、対応チームに対応策を提案する。
- 状況により、関係児童および全職員に対する聞き取り調査を実施し、情報を収集して事案の全体を把握する。
- 聞き取り調査では不十分な場合には、児童へのアンケート調査を実施し、さらに詳しい状況を把握できるようにする。
- 調査結果に基づき明らかになった事実について、関係児童およびその保護者に対しての説明・連絡を行う。
- その他、保護者・地域・報道機関等への対応については、市教委と連絡を取り対応に当たる。
- SCを中心として、関係児童および保護者・他の児童への心のケアに当たる。必要に応じて、児童相談所等と連絡を取り、対応策を相談するなど、連携して対応に当たる。

(3) その他

- 重大事態のうち、児童の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときは、警察へ連絡・相談し、連携して対応する。
- ネットによるいじめの事案の場合、市教委（ネットパトロール）や警察のサイバー犯罪対策室と連絡を取り、いじめの事実の調査方法について、指示を受ける。場合によっては、保護者に使用機器の提出について依頼する。
- 事案によって、必要な場合は児童相談所やこども課とも連絡を取り、対応に当たる。

6. その他

(1) 評価と改善について

- 毎月のいじめ対策委員会で振り返るとともに、学期末においては学期ごとの評価、年度末には1年間の評価を行い、いじめ防止活動の改善を図る。

(2) 保護者・地域への情報発信と啓発活動について

- 学年・学級懇談会，学年・学級通信により、いじめの未然防止に関わる学習や児童の取り組みについて紹介する。
- 市・県やNPO団体と連携し、児童・保護者向けの携帯・インターネット問題講習会を行い、ネットによるいじめ防止について啓発する。